

平成30年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成30年2月27日（火曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成30年2月27日（火） 午前10時開会

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名                                 |
| 日程第 2  |         | 会期の決定                                      |
| 日程第 3  | 発議第 1号  | 尾鷲市議会基本条例の一部改正について<br>(提案説明、質疑、討論、採決)      |
| 日程第 4  | 議案第 2号  | 尾鷲市情報公開条例の一部改正について                         |
| 日程第 5  | 議案第 3号  | 尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について                       |
| 日程第 6  | 議案第 4号  | 職員の給与に関する条例の一部改正について                       |
| 日程第 7  | 議案第 5号  | 尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について                      |
| 日程第 8  | 議案第 6号  | 尾鷲市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正に<br>ついて             |
| 日程第 9  | 議案第 7号  | 尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理<br>に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 8号  | 尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ<br>いて              |
| 日程第 11 | 議案第 9号  | 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正に<br>ついて             |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について                       |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に<br>ついて             |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 尾鷲市消防団条例の一部改正について                          |
| 日程第 15 | 議案第 13号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ<br>いて              |
| 日程第 16 | 議案第 14号 | 平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について                     |
| 日程第 17 | 議案第 15号 | 平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算<br>の議決について         |
| 日程第 18 | 議案第 16号 | 平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予<br>算の議決について        |

- 日程第 19 議案第 17 号 平成 30 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 30 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
- 日程第 21 議案第 19 号 平成 30 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 29 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 29 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 29 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 29 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 29 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 27 議案第 25 号 尾鷲市高齢者保健福祉計画について
- 日程第 28 議案第 26 号 尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について
- 日程第 29 議案第 27 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について  
(提案説明、審議留保)
- 日程第 30 議案第 28 号 尾鷲市公平委員会委員の選任について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 31 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員（13名）

1 番	三 鬼 孝 之 議員	2 番	内 山 將 文 議員
3 番	奥 田 尚 佳 議員	4 番	楠 裕 次 議員

5 番	上 岡 雄 児	議 員	6 番	三 鬼 和 昭	議 員
7 番	村 田 幸 隆	議 員	8 番	仲 明	議 員
9 番	小 川 公 明	議 員	10 番	南 靖 久	議 員
11 番	高 村 泰 徳	議 員	12 番	野 田 拓 雄	議 員
13 番	濱 中 佳 芳 子	議 員			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼出納室長	北 村 琢 磨 君
市長公室長	大 和 勝 浩 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	内 山 雅 善 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	竹 平 専 作 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	上 村 告 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長	平 山 始 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会教育総務課主幹学校教育担当	大 川 太 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監査委員事務局長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 本 功
事務局次長兼議事・調査係長	高 芝 豊
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 惠

〔開会 午前10時00分〕

議長（南靖久議員） これより平成30年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。  
開会に当たり、市長より御挨拶があります。  
市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。  
議員の皆様には、大変お忙しい中、平成30年第1回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。  
本定例会には、議案第2号「尾鷲市情報公開条例の一部改正について」を初めとする議案27件と、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問1件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。  
簡単ではございますが、本定例会の開会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立をいたしております。  
最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。  
本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。  
それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、7番、村田幸隆議員、8番、仲明議員を指名いたします。  
次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月22日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月22日までの24日間と決定いたしました。  
次に、日程第3、発議第1号「尾鷲市議会基本条例の一部改正について」を議

題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(南靖久議員) ただいまの議題の発議につきましては、尾鷲市議会基本条例第9条に定める議決事項のうち、第5号、障がい福祉計画につきましては、平成30年度より障がい児福祉計画と一体的に策定することになるため、障がい福祉計画の次に障がい児福祉計画を加え、改正を行うものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第3、発議第1号「尾鷲市議会基本条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号「尾鷲市情報公開条例の一部改正について」から日程第29、議案第27号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」までの計26議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました26議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 平成30年第1回定例会の開会に当たり、まず、先般御報告させていただいております都市計画税に係る余剰金の発生につきまして御説明申し上げます。

この都市計画税においては、都市計画事業の検証、過去に実施した都市計画事業に対する地方債償還額の減少等により、平成22年度以降、慢性的に都市計画税収に余剰金が発生している状況となっております。都市計画税は目的税であり、現状のまま放置することは問題であることから、新年度中に特定目的基金を設置

し、財政調整基金からの取り崩しによる累積余剰金の積み立てを行う必要があり、今後の財政運営に相当な影響が発生する事態となったものであります。余剰金処理をおくらせ、市政に対する不信を招く事態となりましたことにつきまして、市民の皆様、議員の皆様に謝罪申し上げる次第でございます。

今後の対応につきましては、平成30年第2回定例会において、都市計画事業のための特定目的基金の設置条例を上程し、累積余剰金の積み立てを行い、今後の都市計画事業へ充当していく考えであります。さらに、毎年度発生する余剰金への対応につきましても、平成30年度中に、都市計画税の対象事業拡大等、解決に向けての方策を検討してまいりたいと考えております。

こういった状況から、私の選挙公約である放射線治療装置リニアックの更新については、今後の市全体の財政運営におけるバランスや、整合性を総合的に検討した結果、平成30年度当初予算でリニアック更新関連予算の計上を断念することに至りました。このことについて、改めて、市民の皆様、議員の皆様に謝罪申し上げます。まことに申しわけございません。

それでは、平成30年度当初予算を含めた諸議案についての御説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画のもと、平成33年度までの5カ年の取り組み方針を定め、おわせ人づくりを重点的な取り組みとし、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連性についても明確に表記しているところであります。本計画に基づき、政策分野全般を横断した観点で、人口減少、超高齢社会等に対応した施策を、総合的、一体的に展開し、将来都市像である「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向け、力を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

その中において、市民憲章にも掲げている、ふるさと尾鷲に誇りを持ち、豊かな未来を築いていくことが重要であることから、自分たちのまちは、自分たちで守るといった思いを反映させていきたいという考えであります。さらに、市民の皆様からのアイデアによって、豊かなまち尾鷲を作り上げていくといった活力ある気持ちを大切に、今後しっかりと施策に組み込む体制を整えていく考えであります。

また、昨年10月に立ち上げました市政推進プロジェクトにつきましては、現

在具体的な計画を立案しているところであり、計画を策定次第、順次お示しさせていただきます。この取り組みの一環として、ふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーンプロジェクトにおきましては、市民の皆様のお力をいただきながらキャンペーンを展開していく考えでありますので、御協力をお願い申し上げるところであります。

次に、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みについてであります。

新年度につきましても、引き続き地方創生推進交付金を活用し、しごと創生分野では、地域産品の高付加価値化と、食のまちづくりによる雇用創出事業と、世界遺産、地域産業を活用した観光DMO推進事業を実施してまいります。さらに、定住・移住分野及び子育て支援分野においては、子育てしたい・しやすいまちづくりによる移住促進事業を実施し、それぞれの事業において、地域間連携、官民協働等を踏まえ、事業を実施してまいります。これらの事業内容につきましては、それぞれの分野の項目において申し述べさせていただきます。

次に、健康づくりの推進についてであります。

本市におきましては、ウォーキングや健康体操を中心とした健康増進、また、食のまちづくりの一環としての健康弁当の普及など、市民の皆様の健康づくりに取り組んでおります。地域力を生かした健康づくり事業の充実と、健康寿命の延伸を目指す尾鷲市健康増進計画のもと、生活習慣病、メンタルヘルス、お口の健康、喫煙について、市民の皆様及び各組織団体の協力のもと、尾鷲健康増進の会、通称「O w a s e H A P P Y」において広く普及啓発を行っております。また、生活習慣病である糖尿病及び糖尿病腎症の重症化予防については、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的に、紀北医師会及び尾鷲総合病院と連携してまいります。

次に、健康ウォーキング事業では、サポーターを中心に地区会等と協働で取り組み、尾鷲市健康ウォーキングマップを活用し、本事業を定期的で開催してまいります。中でも、ヘルスケア事業として注目されている、三木里海岸を活用したタラソウォーキングは、海岸沿いの気候を活用した効果的な健康づくり活動が好評を得ていることから、これを活用し、市外から集客、誘客につなげる取り組みを進めてまいります。

次に、障害者福祉の推進についてであります。

本市の障害者施策につきましては、ともに支え合い、ともに暮らすことのでき



る地域づくりを基本目標に、紀北地域障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい福祉計画に沿って進めており、本定例会に、次期尾鷲市障がい福祉計画及び新たに策定する尾鷲市障がい児福祉計画を議案として上程させていただいておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

紀北地域障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい福祉計画における重点施策として、一人一人に合った働き方ができるよう支援体制の充実を図り、多様な就労の場を確保する就労及び雇用の支援や、地域で安心して生活ができるよう、グループホーム等の居住環境の整備に努める住まいの確保、さらに、障害を早期に発見し、一人一人に合った途切れのない発達支援を目指す障害児支援の充実などに取り組み、障害者の自立及び社会参加を推進してまいります。

次に、生活保障の確保についてであります。

生活保護制度に加え、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、尾鷲市社会福祉協議会と連携しながら、生活が困窮している人の自立促進を図るための生活困窮者施策に取り組んでおります。その内容として、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業、離職により住宅を失った場合に、家賃相当額を一定期間支給する住宅確保給付金事業、家計に問題を抱える生活困窮者への家計再生計画などを作成する家計相談支援事業のほか、被保護者就労支援事業など、自立に向けた支援の充実に取り組んでおります。今後も、生活困窮者施策を経済的困窮という視点ではなく、社会的孤立を防ぎ、真の自立につながる新たなセーフティーネットとして、寄り添い型の支援を推進してまいります。

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けるため、地域全体で支え合うことができるよう、紀北広域連合、紀北町及び地域包括支援センターと協働で地域包括ケアシステムの構築を進めております。地域包括ケアシステムの構築については、次期尾鷲市高齢者保健福祉計画及び紀北広域連合介護保険事業計画においても重点施策に掲げており、新年度からは新たに、在宅医療・介護連携事業等を実施していく考えであります。次期尾鷲市高齢者保健福祉計画につきましては、本定例会に議案として上程させていただいておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

地域の医療機関と介護事業所等が連携し、高齢者の在宅生活を支える在宅医療・介護連携事業につきましては、医師及び介護事業者からの相談に応じ、適切な支援を行うことで在宅医療の充実を図るため、紀北医師会及び関係機関の協力

を得て、尾鷲総合病院内に在宅医療介護連携支援センターを設置いたします。これにより、質の高い在宅医療及び介護を提供できる体制を充実させ、地域医療を支えてまいります。

次に、認知症施策の推進につきましては、医師及び保健師等による認知症初期集中支援チームを設置し、専門医療機関との連携、相談と、見守り体制の充実を図り、早期診断と早期治療につなげ、認知症高齢者の在宅生活を支援してまいります。また、認知症の方やその家族に対する周囲の理解とサポートも重要なことから、認知症を正しく理解し、地域全体で支えるための認知症サポーターの養成を引き続き行うとともに、認知症等により徘徊の恐れのある高齢者等の安全と介護者への支援を図るため、介護事業所や金融機関等の協力を得て実施する尾鷲市高齢者等SOSネットワーク事業や尾鷲市高齢者見守り事業などを活用しながら、地域全体で見守り支える仕組みを一層充実させてまいります。

次に、高齢者が住みなれた地域で安心して生活するための支援につきましては、高齢者の集いの場として、サロンの開催や、要支援及び要介護の高齢者に対するごみ出し支援、安否確認を兼ねた配食サービス等を実施しております。今後、これらのサービスの充実に加え、新たな課題として、買い物支援や見守り、移動支援などについて、新たな仕組みづくりを検討する生活支援体制整備事業を尾鷲市社会福祉協議会及び各地区、関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、子育て支援の推進についてであります。

本市では、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援体制を構築し、定住移住につなげる子育てしたい・しやすいまちづくりに向け、尾鷲市子ども・子育て支援事業計画に沿って、保護者のニーズに合わせた子育て支援に取り組んでおります。妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援を行う子育て世代包括支援センターにつきましては、新年度の機構改革に伴い、福祉保健課に子育て支援係を新設し、健康づくり係と合わせて福祉保健センターに子育て支援のワンストップ拠点としてスタートいたします。

同センターでは、母子保健から子育て支援、児童発達支援、児童虐待防止などを連携させることにより、保護者のニーズに対して包括的に対応できるよう、母子保健及び児童福祉の充実に取り組んでまいります。中でも、新たな取り組みとして、産後早期に母子への心身のケアと育児サポートを行う産後ケアを実施するほか、児童発達支援にかかわる職員の専門性向上を目指し、三重子ども心身発達医療センターへの研修派遣を行うなど、本市に合った効果的な発達支援体制を構

築してまいります。

さらに、本年4月に新園舎となる尾鷲第四保育園では、保護者の多様なニーズに対応する一時預かり保育事業を開始するとともに、本年9月からは、子供医療費助成対象を中学生通院に拡大するなど、子育て支援を一層充実させることで、児童の福祉向上と子育てしたい・しやすいまちづくりを着実に進めてまいります。

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市における生涯教育は、家庭教育、社会教育、学校教育と密接に関係しながら、また、地域の伝統文化や自然の魅力も生かしながら、総合的な学習の機会を創出・提供するために、関係機関、団体、サークル等との連携のもと進めているものであります。特に、新年度から、より市民の皆様の視点に立った生涯教育の機会を創出・提供するため、図書館及び中央公民館について、これまで休館としておりました第三日曜日と祝日を開館し、サービスの拡充を行ってまいります。

また、新たに福祉保健課に設置する子育て支援係との連携のもと、若者の定住のための子育てしたい環境づくりを推進します。加えて、自然や地域コミュニティの豊かさなどを生かした都市部にはない子育ての魅力として、教育・学びの側面から、地方創生推進交付金を活用したわんぱく子育て、本読み子育て、見守り子育てにおいて各事業を展開し、都市部の移住希望者にこれらの情報を発信いたします。こうした取り組みを通じて、未来を担う若者たちが定住移住したいと思える魅力あるまちづくりにつなげてまいります。

次に、地域おこし協力隊及び定住移住の促進についてであります。

まず、地域おこし協力隊につきましては、新たに本年2月1日に、定住移住コンシェルジュとして1名が着任し、3月1日からは九鬼地区及び三木浦地区に、4月1日からは早田地区にそれぞれ1名ずつの着任を予定しており、各地区の地域課題の解決と地域資源を生かしたまちづくりを地域の皆様と協働で進めてまいります。

九鬼地区では新たに協力隊員を配置し、食堂網干場を拠点とする食を通じた交流促進の取り組みを継続的なものとするとともに、隊員自身の定住を見据えて、営業形態や経営体制の刷新など、リニューアルに取り組んでまいります。

早田地区では、協力隊員を増員し、2名体制で地域資源の新しい活用や地域の女性雇用を目的に、通信販売事業・海まかせや魚さばき会、朝どれ魚の移動販売事業などを充実させ、都市部を中心にPR活動を行ってまいります。

梶賀地区では、昨年4月に株式会社梶賀コーポレーションを設立し、梶賀のあ

ぶりの商品開発や販路拡大に取り組んでおります。同社は、この取り組みが評価され、平成29年度農山漁村女性活躍表彰の女性地域社会参画部門において水産庁長官賞の受賞に至っております。

三木浦地区では、新たに協力隊員を配置し、まちの方々の交流、憩いの場づくりとして、閉店した飲食店の再生と経営を主なミッションとし、まちを訪れる方と地域の方との交流促進や、まちの魅力発信とともに取り組んでまいります。一方、定住移住の促進につきましては、おわせ暮らしサポートセンターを拠点として、新たな協力隊員を加え、一人でも多くの方に定住移住していただけるように、空き家バンクや仕事バンク等の充実、移住体験住宅の利活用の推進、都市部で行われている移住フェアにも積極的に参加するなどの取り組みを進めております。

本年4月からは、おわせ暮らしサポートセンターがNPO法人として立ち上がる予定であります。移住者や地域をつなぐ中間支援組織として期待される場所であり、本市としても緊密に連携し、定住移住先として選ばれる魅力づくりを進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。

本市においては、南海トラフ巨大地震等による甚大な被害が予想されるため、発災後、迅速かつ的確な応急対策活動、国や県、関係機関等の円滑な応援の受け入れといった効果的な被災者支援につなげることが重要であります。東日本大震災や熊本地震では、多くの自治体からの応援職員による広域応援時の受援体制や、物資の円滑な受け入れと被災者への供給に係る課題が明らかになっております。このことから、昨年11月に行われました三重県、尾鷲市、伊賀市、紀北町での総合防災訓練における実働訓練において、物資輸送についての検証も行ったところであります。

現在、国のプッシュ型支援や県から輸送される物資については、受け入れる拠点との協定を締結し、受け入れ体制を整えたところであり、新年度では、避難所までの物資輸送を一連のものとして捉えた災害物流についての体制づくりを進めてまいります。また、大規模災害が発生した場合でも、災害関連死などの避難所で起こり得るさまざまな問題を可能な限り回避することを目的として、市民の皆様命を守るための尾鷲市避難所運営マニュアルを本年度中に作成いたします。

今後は、事前の復旧・復興について、地域ごとに市民の皆様とともに検討を重ね、それぞれの地域に対応したマニュアルの作成に向けて取り組んでまいります。これらの取り組みを通じて、災害に備えることが当たり前という防災文化を醸成

するため、市民が主体となって取り組む自主防災活動の促進や、子供たちへの防災教育を継続して実施してまいります。

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

本市におきましては、当地の代表的な漁業である大型のブリ定置網や各種の定置網、熊野灘に來遊するカツオ、マグロなどの回遊性資源やマダイ、ヒラメなどの底魚資源を漁獲対象として営まれる一本釣り漁業のほか、マダイを中心とする魚類養殖業などの多様な漁業が営まれており、四季を通じて豊富な魚種が水揚げされております。これらの特色を生かして、本市の水産業は、漁業、水産加工業、小売・卸売業や運送業などの水産物流通が飲食業などとも密接に関連しながら基幹産業としてこれまで地域経済の一翼を担ってきており、水産業の振興が、地域経済の活性化を図っていく上で重要な課題であると考えております。

本市では、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、農林水産物のブランド化の推進を目標の一つとして掲げております。さらに、市政推進プロジェクトの水産事業再生プロジェクトにて事業実施に向けた検討協議を進めているところであり、本市の地域資源である多種多様な水産物の特徴を生かした振興を図るため、漁協、漁業関係や水産関係の皆様と幅広く意見交換する中で、生産技術の高度化、高付加価値化などを支援するとともに、尾鷲の魚の知名度向上と消費拡大、情報発信等を進めてまいります。

また、漁業後継者の確保・育成につきましては、関係者と連携して尾鷲市漁業体験教室の開催や早田漁師塾への運営支援などを通じ、漁業に関する経験や知識を習得するための環境を整え、意欲ある若者の新規参入を促すとともに、就業フェアなどを活用した漁業就業希望者への情報発信やアプローチ、大型定置網漁業への就業を目的とした長期研修への支援などを総合的に実施し、本市の漁業の将来を担う人材を確保・育成してまいります。

また、魚食普及や地域での漁業に関する学習への取り組みにつきましては、漁業の重要性や魚食文化の継承の点から重要と捉え、漁業者や水産関係者、地域や学校と連携し、さまざまな学習会や水産業の魅力などについて学べる機会を設けるなどの取り組みを実施してまいります。

次に、水産物を持続的、安定的に供給し、地域を支える水産業を実現していくため、引き続き、種苗放流事業などの栽培漁業、資源管理を推進し、あわせて、漁業者、漁協、地域の皆様と連携して、沿岸海域での生物の産卵、育成、水質浄化機能等の重要な役割を担う藻場・干潟の再生整備に取り組んでまいります。ま

た、漁協合併協議の動向などを踏まえながら、地域の拠点市場としての役割や水揚げ基地としての市場機能の強化などについて協議を重ねてまいります。

次に、水産基盤整備についてであります。

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るための水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、これまで市が管理する8漁港全ての機能保全計画の策定を終え、当該計画に基づく施設の保全工事を順次進めております。須賀利漁港におきましては、平成25年度より機能保全工事を行っているところであり、新年度におきましても、市場前物揚場の第6期工事を実施し、須賀利漁港全体計画の完了を目指してまいります。また、新たに行野浦漁港につきましては、特に老朽化が著しいことから、新年度において測量・調査・設計業務を行い、平成32年度の機能保全工事完了を目標に事業を実施してまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

まず、みえ尾鷲海洋深層水の利活用促進につきましては、重要な地域資源として、今後も指定管理者との連携を深めながら利活用を推進していくとともに、食品事業者等へのPR及びマッチング商談会等での紹介、県の関係セクションとの連携など、ネットワークを活用した海洋深層水の利活用促進を積極的に行ってまいります。

一方、施設管理面において、平成22年に船舶の投錨により海洋深層水取水管の損傷事故が発生したことから、再発防止策として、平成23年に5基の灯浮標と2基のレンジライトを設置し、安全対策を図っております。しかしながら、灯浮標については設置から7年が経過し、昨年9月に実施いたしました灯浮標係留索の潜水調査において、最も摩耗・腐食している部分の摩耗率が50%という結果を受け、安全性が確保できないことから、新年度におきまして係留索の取りかえを実施してまいります。

また、市内外の皆様に海洋深層水に親しんでいただくことを目的に、アクアステーションでの深層水フェスタを初め、地元のアクアサポート古江の皆様等の協力による各種の体験交流イベントについても引き続き開催してまいります。新年度におきましても、指定管理者である尾鷲商工会議所を初め、関係機関、団体と十分連携しながら、市内外のより多くの皆様に海洋深層水を御活用いただけるよう取り組んでまいります。

次に、食の産業開発事業についてであります。

本市の独自性のある地域資源を活用し、食をテーマとした付加価値の高い新た

な商品やサービスを生み出しながら、地域産業の活性化、雇用の創出を目的とした地域産品の高付加価値化と食のまちづくりによる雇用創出事業を地方創生推進交付金事業の一環として実施しております。この事業において、尾鷲商工会議所との連携のもと、地元事業者の抱える課題について、外部専門家からアドバイスをいただくおわせいっぴんLABOを実施し、参加事業者に地域素材を活用した飲食メニューや特産品の開発、既存商品のブラッシュアップなどに取り組んでいただいております。この取り組みを通じて開発された特産品につきましては、尾鷲まるごとヤーヤ便、ふるさと納税返礼品制度に活用してまいります。さらに、都市部等の消費者へのマーケティング調査を通じて、特産品の完成度をより高め、当地域への来訪者のお土産需要などに対応することにより、物産振興による地域活性化につながっていくものと期待しているところであります。

また、新年度におきましては、東紀州地域振興公社と連携した都市部等でのプロモーション活動や、東紀州産業活性化事業推進協議会と協力しながらの新規販路の開拓など、関係機関との連携を強化し、事業に取り組んでまいります。さらに、各実行委員会等で積極的に取り組まれております尾鷲旬のコツまみバルやおわせ棒等の食の関連イベントと相乗効果を上げながら、尾鷲の食の魅力を情報発信し、食のまち尾鷲としてのブランド化につなげてまいりたいと考えております。

次に、観光業の振興についてであります。

観光交流につきましては、本市ならではの自然や歴史、産業等を生かした体験メニュー、熊野古道やまち歩きなどの観光ルート及びその情報発信につきまして、市政推進プロジェクトの観光事業再構築プロジェクトにて、具体化に向けた検討協議を進めているところであります。また、夏の最大イベントであるおわせ港まつりや、地域の伝統文化を生かした全国尾鷲節コンクール、本市の豊かな自然を生かしたおわせ海・山ツーデーウォーク、尾鷲磯釣り大会等の観光イベントによる集客交流を促進しながら地域活性化を図ってまいります。

町なかのにぎわいづくりといたしましては、引き続きふるさとガイドによる熊野古道来訪者等への市内観光スポット、特産品、宿泊等の情報提供や、まちの駅ネットワーク推進事業でのオリジナルガイドブック尾鷲アルコマチによるまちなかの魅力発信を行うなど、滞在時間の延長による消費拡大や、交流人口の増加によるにぎわいの創出を推進してまいります。

また、地方創生推進交付金を活用しながら、県と東紀州5市町が広域連携の上、外国人観光客の誘客等を進めるため、観光客のニーズに基づいた戦略的なマーケ

ティングと地域の関係団体との連携を担う観光DMOの立ち上げを目指し、引き続き取り組んでまいります。

次に、観光受け入れ施設の充実についてであります。

本市の中核的な観光交流施設である夢古道おわせにつきましては、温浴施設のリピーターである地元の利用者はもとより、市外からの利用者も増加しております。また、尾鷲ヒノキの間伐材を入浴木に活用した全国事業展開も好評を得ており、今後とも、夢古道おわせの魅力アップを図りながら地域の魅力を情報発信し、地域活性化の拠点施設としてさらなる発展に努めてまいります。

一方、これらを踏まえ、本市の魅力を知ってもらい、食べたい、買いたい、訪れたいといった動機を起こさせるきっかけづくりとして、魅力ある質の高い観光情報等を積極的に提供していく手法が重要となります。そのために、マスメディアやホームページ、SNS等、さまざまな媒体を通じたシティーセールスを図りながら、経済的、商業的な観点からの戦略的な情報発信、広報活動を展開していくため、おわせ魅力発信担当を配置し、地域の産業や文化、特産品や観光ルートなど、本市の魅力を発信してまいります。

次に、林業、関連産業の振興についてであります。

昨年3月、急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業が日本農業遺産に認定されたことから、尾鷲林政推進協議会において協議を重ね、保全計画を策定いたしました。現在、この保全計画に沿って尾鷲ヒノキの育林技術の継承や持続可能な林業を推進するためにモデル林の整備を予定しており、また、同協議会が中心となり尾鷲ヒノキ林業マニュアルの作成などを行い、伝統的な尾鷲ヒノキ林業システムの保全に努めてまいります。

次に、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した取り組みについてであります。

まず、尾鷲総合病院ロビーを尾鷲ヒノキ製の受付カウンターなどにすることで、来院された患者さんの心を癒やす木の温かみや安らぎのある空間を構築してまいります。また、林業とかかわりの深い林業研修センターの内装を尾鷲ヒノキで木質化いたします。利用者には、木の香る快適な空間を提供し、また、モデルハウスとして活用することで、多くの方に木の持つ温かみや癒やし効果を体験していただく機会を設けてまいります。

さらに、三重とこわか国体のデモンストラーションスポーツに選ばれたクップの競技用具を作製いたします。児童から大人まで競技を普及させたいことから、学校への配布や市民の皆様に貸し出す準備も整え、スポーツ振興と林業振興にも



つなげてまいります。

加えて、木育事業の一環として、保育所に尾鷲ヒノキ製遊具を整備してまいります。園児に対し、幼いころから木と触れ合うことで木に親しみを感じてもらう機会を提供してまいります。また、安全安心な生活環境の構築を図るため、自治会や地区会などが事業主体となり、危険木を緊急に伐採する費用の一部を補助する人家裏等危険木伐採事業を継続実施してまいります。いずれにいたしましても、事業実施により、市民の皆様に森林の重要性、必要性について広く周知に努めるとともに、地元特産品である尾鷲ヒノキのさらなるPRにつなげていく考えであります。

次に、尾鷲ヒノキの需要拡大についてであります。

本市は、東京都港区と間伐材を初めとした国産材の活用促進に関する協定を締結し、みなと森と水ネットワーク会議、通称ユニフォームに加入していることから、これを足がかりに、首都圏だけでなく、他の地域においても加入している企業等に尾鷲ヒノキの積極的なPR活動等を実施することで、引き続き新たな販路拡大を目指してまいります。

また、市政推進プロジェクトの尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトについては、尾鷲ヒノキのブランドの向上、付加価値の高い商品づくり、販路拡大の三つを柱に協議を重ねているところであり、発案された事業の中身を精査しながら、新年度から具体的な行動計画に反映してまいります。

次に、林道基盤整備事業におきましては、農山漁村地域整備交付金を活用した市管理林道における林道橋梁老朽化に伴う修繕工事を継続実施しており、通行車両の安全を確保することで施業の効率化を図ってまいります。

次に、農業振興についてであります。

農業生産活動を支援することを目的に、天満地区において、中山間地域等直接支払事業を継続し、また、三木里地区においては、多面的機能支払交付金事業を継続してまいります。いずれも、活動計画に基づき実施される地域の共同活動を支援するものであり、農業の持つ自然環境の保全や美しい風景の形成といった多面的機能の発揮が期待されるものであります。

次に、農業基盤整備事業におきましては、収穫や出荷時の農作業を行う上で欠くことのできない農道整備を進めてまいります。天満地区における農道北浦水地線では、舗装面の破損が著しいことから、舗装工事を進めていくとともに、三木里地区においては、営農支援を目指し、中山間地域総合整備事業を活用した新た

な農道の整備を進めてまいります。

次に、獣害対策についてであります。

獣害パトロール員による有害鳥獣の活動域の把握や、被害多発地域での追い払い、緊急的な捕獲活動などにより一定の成果が出ていることから、引き続き粘り強く対策を継続してまいります。また、猟友会尾鷲支部の御協力のもと、ニホンジカ、イノシシ並びにニホンザルの捕獲に際して、有害鳥獣緊急捕獲活動支援事業補助金並びに尾鷲みどりの基金を活用した報償金制度を継続し、捕獲による積極的な頭数管理を実施することで、生活被害などの軽減を図ってまいります。

さらに、地域ぐるみで追い払い活動などの実施を検討している地区におきましては、県と連携を図りながら、専門家を招いた獣害対策研修会を開催し、より効果的な被害軽減対策に向けた支援を引き続き進めてまいります。

次に、学校教育の充実についてであります。

まず、新年度を始期とする尾鷲市教育ビジョン後期推進計画は、本年度策定を進めており、本定例会においてお示しさせていただきます。本計画では、就学前教育・学校教育・生涯教育の三つの柱に沿って、今後5年間の進むべき方向性を検討してまいりました。本市にはさまざまな教育課題があり、その課題解決のためのアクションプランを示し、市民の皆様との共通理解のもと、教育の充実を目指してまいります。また、学校・園を核とした地域づくりを重視し、保護者や地域の皆様からの多くの支援のもと、さまざまな活動の中で子供たちの成長を促し、交流や触れ合いなどを通して、地域の人々の楽しみや活力にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、学力向上の取り組みにつきましては、学校教育の充実とともに、放課後のまなび場づくりや家庭学習の充実、読書活動の推進などに向けて、情報提供、啓発を行いながら、家庭や地域、学校が、連携・協働した取り組みを推進してまいります。

次に、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から、新しい学習指導要領が完全実施される予定であり、これまでの知識偏重型から脱却して、何を学ぶかだけでなく、何ができるようになるかを重視する方針であります。また、小学校では英語が教科化されるとともに、特別な教科として道徳が、小学校では新年度から、中学校では平成31年度から教科化されます。これらの改定に対し、今後も引き続き研修会の開催や実践事例の検討などを重ねながら、英語教育や道徳教育の推進を図ってまいります。

次に、学校教育施設についてであります。

学校施設の老朽化によるふぐあいが多く発生していることから、少しずつではありますが、緊急度の高いものから随時その改修に取り組んでまいります。

次に、三木・三木里小学校の統合につきましては、これまで保護者、地域の皆様のお力添えでつくり上げていただいた、里山・里海を生かした学校づくり・地域づくりを進めて、他地域から子供を引き込む取り組みを進めようという考え方を私も評価させていただいた上で、子供たちの速やかな安全確保を第一に考え、安全性、利便性、快適性、経済性を調査し、協議を進めてまいりました。しかしながら、速やかな安全確保を初め、昨今の予想をはるかに上回る児童数の減少等、今後の見通しなどを総合的に判断した結果、まことに残念ではあります。両校の統合については断念せざるを得ないという判断をするとともに、平成31年4月に輪内地区で耐震整備されている賀田小学校へ3校を統合するという結論に至りました。これまで長い時間をかけて学校づくりに御協議をいただきました保護者、地域の皆様にまことに申しわけなく思っております。今後の3校の統合につきましては、保護者や児童、地域の皆様の期待に応えられるよう、より安全な教育環境のもとで、輪内地区ならではの魅力ある学校づくりについて、保護者の皆様の参画をいただきながら、スピード感を持って協議を進めてまいります。

次に、生涯スポーツの推進についてであります。

尾鷲市スポーツ推進計画の基本理念である「だれもが楽しめるスポーツの振興～スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲～」に基づき、生涯スポーツの推進を図ってまいります。平成33年開催の三重とこわか国体につきましては、正式競技であるオープンウォータースイミングの大会開催に向けた誘致を積極的に進めており、会場地として選定された際には、国体開催地としての準備に向けた取り組みを進めてまいります。

新年度では、行政関係はもとより、本市の国体開催に関連する学校、スポーツ、地域など、幅広い関係者による準備委員会を設立し、しかるべき段階において尾鷲市国体実行委員会に移行させ、取り組みを本格化させてまいります。一方で、既に開催が決定しているデモンストレーションスポーツにおけるユニカール、ウォーキング、クップにつきましては、県競技協会とも連携しながら、市内での競技実施団体や指導員の養成、普及に取り組み、市民の皆様の生涯スポーツの推進を図ることはもちろんのこと、市内外に国体のデモンストレーションスポーツであることをしっかりPRしていくことで、市外からの誘客にもつなげてまいりま

す。

次に、都市基盤整備についてであります。

東紀州地域の都市づくりの根幹として、熊野尾鷲道路のⅡ期工事は、昨年9月に尾鷲北トンネルの貫通式が挙行され、さらに、事業区間最大の尾鷲第4トンネルも、北側からの工事に加え、尾鷲南インターチェンジ側からの工事も発注されるなど、事業が鋭意進められております。本市としましては、今後もより一層、事業進捗が図られるよう、東紀州5市町と連携して国や県に要望を行うとともに、この命の道として整備が推進される高規格幹線道路のネットワークを本市の活性化に最大限結びつけるべく対策を講じてまいります。

次に、本市の防災対策上の重要路線であり、活性化に向けた幹線道路となる都市計画道路尾鷲港新田線につきましては、これまでの調査、設計を踏まえ、計画路線上にある用地買収及び建物補償等の交渉に入るとともに、引き続き、墓石管理者調査を継続して実施する予定であります。

また、折橋墓地の移転につきましては、本市において、移転先の検討及び墓地関係者との調整等を実施しており、引き続き進めてまいります。今後も、当路線の早期供用に向け、地元の皆様により一層の御協力をいただきながら、県と一体となって取り組んでまいります。

次に、平成25年9月に施行された道路法等の一部を改正する法律等により、道路構造物の予防保全・老朽化対策が明記され、本市でも橋梁等の道路構造物の点検・維持管理を実施してまいりました。新年度は、継続して実施してきた橋梁点検を完了させるとともに、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い、引き続き、橋梁の老朽化対策等を進め、道路利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、地籍調査につきましては、公共事業の実施や南海トラフ巨大地震の震災復旧等に向けた重要な課題であり、引き続き、国や県の地籍調査費負担金等を活用し、事業推進を図ってまいります。

次に、尾鷲総合病院の経営改善についてであります。

尾鷲総合病院における医業収益に占める薬品等材料費比率は、自治体病院の全国平均とほぼ同水準であり、病床数200床以上300床未満の病院比較では、地理的条件による搬送コストや高額な薬品採用等を考慮しても高い傾向にあります。従来、医薬品材料費の購入につきましては、複数の業者に対し、価格交渉、各種折衝等を個別に行っておりましたが、新年度より、物品の採用権は従来どおり尾鷲総合病院が有し、調達先の調達権や価格交渉を行う交渉権を事業者に移譲

して、一括で購入する一括調達方式を導入いたします。これにより、一括調達業者の実績並びに経験をもとに、強力な価格交渉能力をもって医薬品材料費の削減が可能となり、薬品費で約1,300万円、診療材料費で約1,200万円、合計約2,500万の経費削減を図ることができます。

また、調達に関する全ての業務が一括調達業者に一本化されることにより、支払い業務を初めとした業務負担軽減が図られ、病棟薬剤業務等の収益が生じる業務へ注力することが可能となります。さらに、各部署において、医薬品や診療材料の品目数や定数の見直しを行い、在庫数の削減による医薬品材料費購入額の縮減につなげる取り組みなど、職員一人一人が経営意識を持った業務の改善に引き続き取り組んでまいります。

一方、診療報酬の改定による施設基準の変更や病床稼働率の減少に伴い、医業収益の減収が見込まれる中、病床機能の転換や必要病床数の適正化が求められております。今後、療養病棟における入院基本料等による減収が見込まれることから、入院治療後の症状が安定した患者さんがスムーズに在宅復帰するためのリハビリや退院支援など、在宅復帰支援のための地域包括ケア病棟への転換について検討を行っているところであります。療養病棟から地域包括ケア病棟への転換により、医業収益の増収は見込めるものの、看護師の増員配置やリハビリ体制の充実、また、入院日数の制限への対応など十分踏まえ、前向きに検討を進めてまいります。

次に、放射線治療装置リニアックの更新につきましては、病院事業会計独自での整備は困難なことから、リニアックの更新に伴う病院事業債の償還や、高度医療に要する収支差額の繰り出し等について協議を行ってまいりました。しかしながら、一般会計の財政状況が極めて厳しい状況下にあることから、今後、病院独自のさらなる経営改善を含め、任期期間中の導入に向け最大限の努力を尽くしたいと考えております。

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、東紀州5市町の共通の課題として、新たなごみ処理施設を早期に整備することが必要であるとの考えで一致しております。本市の焼却施設においては、平成3年3月に建設されてから27年を経過しており、5市町の中でも最も古く、一般的な焼却施設の耐用年数である20年を既に経過しておりますが、施設の補修工事等を行いながら、日常生活から出る廃棄物を適正に処理し、市民の皆様の快適な生活環境の保全に努めております。

新年度には、4年に1回の更新工事であるバグフィルターの補修及びろ布取りかえ工事以外に、耐火物補修工事や経年劣化による二次灰出しコンベア更新工事など、約1億6,000万円を要する工事を予定しております。広域で施設整備を行うことで、焼却施設の建設費用やこのような維持管理費等の負担が軽減できることから、東紀州5市町が共通した認識のもと、平成24年度より可燃ごみの広域ごみ処理施設整備に向けて検討を進めてきたところであります。

本市は、地理的にも5市町の中心的な位置にあること、また、資源ごみのストックヤードを併設し、直接搬入するなどの面で、将来にわたり市民の皆様の利便性を確保したいことから、関係4市町に対して本市で立地したい考えを示しておりましたが、広域で施設を整備する面積の確保が難しく、建設候補予定地を選定できていない状況にありました。

このような中、昨年、中部電力株式会社より、低稼働化した尾鷲三田火力発電所の今後のあり方について、あらゆる可能性を検討しているとの情報を得ました。その可能性の一つとして、エネルギー地産地消を中心とした地域活性化モデルの内容について提案がありました。具体的には、地元の未利用間伐材等を活用したバイオマス発電に加え、ごみ処理施設の焼却時に発生する熱エネルギーも有効活用し、発電所敷地内を地産地消のエネルギー供給拠点とすることによって、新しい産業の振興等につながるまちづくりを市と共同で検討していきたいという内容でありました。

本市としては、5市町の広域ごみ処理施設と本市のストックヤードを合わせた面積の確保が可能であり、市民の皆様の利便性の向上につながることや、エネルギーの有効活用による新たな産業の振興、雇用の拡大などが期待できること、早期に広域ごみ処理施設の整備が必要であることなど、総合的に判断した結果、尾鷲三田火力発電所敷地内を本市における建設候補予定地として選定した次第であります。

このことにつきましては、本市を含め、関係市町がそれぞれの議会に対して報告をさせていただいたところであります。本市としましては、今後、地域住民の方々に丁寧に説明させていただき、御理解を得た後に、関係市町の意向を踏まえて最終合意に至るよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

議長（南靖久議員） ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午前10時58分〕

〔再開 午前11時09分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 続きまして、今回提案しております議案等について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらんください。

このページは提出議案の目次となっております。本定例会の提出案件は、議案第2号から諮問第1号までの28件としております。議案の内訳といたしましては、条例の一部改正等が12件、予算関連が11件、その他が4件、諮問が1件であります。

それでは各議案等について御説明いたします。

1ページの議案第2号「尾鷲市情報公開条例の一部改正について」につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する法律が施行され、個人情報の定義が明確化されたことに伴う条例の一部改正であります。

次に、3ページの議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」につきましては、議案第2号同様、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する法律が施行され、個人情報の定義が明確化されたこと、及び要配慮個人情報の定義が新設されたことに伴う条例の一部改正であります。

次に、5ページの議案第4号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、平成27年4月から実施しております、給与制度の総合的見直しにおける55歳を超える職員の給料表水準の引き下げの際の経過措置が、本年3月31日をもって廃止され、それに伴い、平成23年4月からの給与等の1.5%減給支給措置についても廃止となるため、所要の改正を行うものであります。

次に、7ページの議案第5号「尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について」につきましては、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成30年1月1日に施行されたことに伴い、退職手当の支給水準を引き下げるもので、条例に規定する調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げるものであります。

次に、9ページの議案第6号「尾鷲市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されることに伴い、財源に充当できる費用に国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を加える

ものであります。

次に、11ページの議案第7号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、地区コミュニティーセンターの開館時間について、平成30年4月1日より1年間に限り、試行的に毎週土曜日及び日曜日に休館日を変更すること、及び実情に合わせた表現に改めるものであります。

次に、13ページの議案第8号「尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行され、高齢者の医療の確保に関する法律の規定が新設されることに伴う条例の一部改正であります。

次に、15ページの議案第9号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」につきましては、子供医療費助成の対象を現在の12歳までの通院費を15歳に拡大することに伴う条例の一部改正であります。

次に、17ページの議案第10号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行され、今後は、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりますが、保険給付、保険税の徴収、その他の重要事項については、引き続き市町村に国民健康保険事業の運営に関する協議会を設置し、運営することとなるため、同協議会の規定に係る字句を改正するものであります。

次に、19ページの議案第11号「尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」につきましては、医師の退職に伴い麻酔科を廃科するとともに、東海北陸厚生局に提出している届け出の実態との整合性を図るため、腎臓内科、消化器内科、呼吸器内科、消化器外科を削除するものであります。

次に、21ページの議案第12号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、消防団員の確保を図るため、県内消防団同様に退職年齢に係る条項を撤廃するものであります。

次に、23ページの議案第13号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成30年4月1日に施行されることに伴う条例の一部改正であります。

次に、25ページの議案第14号「平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決に



ついて」から35ページの議案第24号「平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの11議案について御説明いたします。

本市の財政状況は、平成28年度決算における経常収支比率が96.4%であり、平成27年度と比べ0.9ポイント悪化しており、依然として、財政の硬直化と財政運営の困難さが続いております。また、東日本大震災以降、緊急防災・減災の観点から小中学校、保育園、橋梁等の公共施設の耐震整備を積極的に行い、市民の安全安心な環境整備を推し進めてきたことから、平成28年度末の地方債残高が109億7,447万5,000円となっております。

歳入においては、人口減少や少子高齢化の進展などにより、市税収入などの自主財源の確保が非常に困難な状況にあります。一方、歳出においては、社会保障関係経費や過去の市債償還金の増による公債費の増加が見込まれており、また、未耐震の公共施設の耐震整備を初めとした中長期的な防災・減災対策を推進、広域ごみ処理施設整備など、財政需要の増大により、さらに厳しい財政運営が求められております。

こうした状況の中にあって、市民憲章に沿った「明るく・元気で・豊かなまち尾鷲」を目指して、尾鷲の再生に全力で取り組んでいかなければなりません。現在、本市の抱える諸課題を解決するために、横断的な人材活用により、行財政改革プロジェクトを初め、七つのプロジェクトを設置、始動させ、具体的な計画実現のためのロードマップ作成に取り組んでいるところでありますが、平成30年度は、目指すべき姿の実現のために、少しでもくさびを打ち込みたいという思いで、取りかかれるものについては具体的な取り組みを開始し、また、まだまだ不十分ではありますが、前年を踏襲した予算計上ではなく、無理、無駄を排除した予算としております。

それでは、平成30年度当初予算について御説明いたします。お手元に配付の平成30年度当初予算主要事項説明の1ページをごらんください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比3.6%減の91億4,824万円、特別会計の国民健康保険事業会計は15.6%減の25億954万4,000円、後期高齢者医療事業会計は0.9%増の6億1,583万2,000円、公共下水道事業会計は50.8%減の106万4,000円、企業会計においては、病院事業会計で1.8%減の47億6,456万6,000円、水道事業会計で6.3%減の8億3,607万9,000円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比5%減の178億7,532万5,000円とするものであります。

次に、一般会計歳入予算の主なものについて御説明いたします。

2ページをごらんください。

1款市税は、主に土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域に指定された区域にある土地に対し、初めて減額補正を反映した評価替えによる影響を踏まえ、固定資産税で3,439万8,000円の減収、加熱式たばこの増加に伴う市たばこ税1,851万3,000円の減収をそれぞれ見込んだことにより、市税全体として2.2%減の21億2,289万3,000円を計上しております。

2款地方譲与税から8款地方特例交付金までは、過去の歳入実績、景気動向等を勘案し、必要に応じて増減した額を計上しております。

9款地方交付税は、国の地方財政対策において、景気回復に伴う地方税の増収を見込んだことから地方交付税総額が減額となっております。本市におきましては、普通交付税では、基準財政収入額、基準財政需要額それぞれにおいて減額が見込まれるものの、平成29年度の算定実績を考慮し、普通交付税で2,500万円の増額、特別交付税では、地域おこし協力隊にかかわる経費の増加が見込めるものの、交付額が年々減少傾向にあることから、1,300万円の減額を見込み、地方交付税総額で0.4%増の33億8,500万円を計上しております。

13款国庫支出金は、臨時福祉給付金事業補助金8,957万4,000円の皆減、医療扶助費等国庫負担金1,666万4,000円の減額などにより、10.3%減の8億5,886万9,000円を計上しております。

14款県支出金は、水産物供給基盤機能保全事業費補助金850万円の増額、三重県障害者グループホーム等緊急整備事業補助金750万円の追加などにより、2.4%増の6億683万9,000円を計上しております。

17款繰入金は、財政調整基金繰入金で3,327万1,000円の減額となったものの、塵芥処理施設工事請負費の増加に対応するための公共施設等基金繰入金5,000万円の追加、公債費の増加に対応するための減債基金繰入金2,500万円の増額などにより、4.8%増の8億1,650万7,000円を計上しております。

20款市債は、臨時財政対策債、地方債対象事業費の減などにより、31.4%減の5億6,620万円を計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主なものについて御説明いたします。

4ページをごらんください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比1.4%減

の43億3,033万8,000円となっております。

まず、人件費は、定期昇給、人事院勧告による期末勤勉手当等の増などにより、0.8%増の14億773万5,000円を計上しております。

扶助費は、臨時福祉給付金7,875万円の皆減、扶助費2,737万2,000円の減額などにより、5.4%減の17億7,176万9,000円を計上しております。

公債費は、平成9年度に借入れを行いました臨時税収補填債などの償還が完了したものの、緊急防災、減債事業債、過疎対策事業債の償還額の増額などにより、2.4%増の11億5,083万4,000円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、光熱水費760万8,000円、臨時雇賃金680万8,000円などが減額となったものの、ふるさと納税関連業務等委託料5,000万円の増額などにより、2.5%増の16億8,525万4,000円を計上しております。

補助費等は、ふるさと納税関連業務を返礼品にかかわる報償費を含め委託することとしたため、報償費4,025万円の皆減、病院事業会計負担金2,500万円、三重紀北消防組合負担金1,627万1,000円の減額などにより、8.4%減の12億8,123万4,000円を計上しております。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金で1,338万4,000円の減額となったものの、紀北広域連合分担金1,657万5,000円の増額により、昨年度並みの11億1,485万7,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、水産基盤ストックマネジメント事業費、社会资本整備総合交付金事業費の増額などにより、35.2%増の2億1,602万9,000円を計上、単独事業費で、塵芥処理施設に係る工事請負費が増額となったものの、保育所施設整備事業の完了などにより、40.5%減の4億1,020万8,000円の計上となったことから、総額で23.2%減の6億7,047万1,000円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

19ページをごらんください。

これにつきましては、新年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。事項、期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

20ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、平成30年度から国民健康保険の財政運営が県に一元化されることに伴い、予算科目、内容を大幅に見直したことから、15.6%減の25億954万4,000円を計上しております。

次に、21ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、0.9%増の6億1,583万2,000円を計上しております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、1件の公共下水道整備事業債の償還が完了したことから、50.8%減の106万4,000円を計上しております。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

病院事業会計につきましては、対前年度比1.8%減の47億6,456万6,000円を計上しております。業務の予定量は、入院患者数が1日平均192人、年間延べ7万226人、外来患者数が1日平均400人、年間延べ9万7,482人を見込んでおります。

22ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、収入で43億7,718万1,000円、支出で43億7,085万8,000円を計上しております。資本的収入及び支出につきましては、収入で2億6,859万5,000円、支出で3億8,738万5,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億1,879万円は一時借入金で措置するものとしております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

学資貸与金は、期間を平成31年度から平成34年度まで、限度額を1,200万円とするものであります。

次に、水道事業会計につきましては、対前年度比6.3%減の8億3,607万9,000円を計上しております。業務の予定量は、給水戸数9,452戸、年間総給水量368万9,821立方メートル、1日平均給水量1万109立方メートルを見込んでおります。

23ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、収入は5億4,917万8,000円、支出は5億4,240万9,000円を計上しております。資本的収入及び支出につ

きましては、収入は2,760万8,000円、支出は2億8,690万1,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億5,929万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

続きまして、平成29年度補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定等による減額補正が主なものであります。

それでは、お手元に配付の平成29年度一般会計補正予算（第5号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表の記載のとおり、一般会計で5,425万円を追加し、国民健康保険事業会計1億2,085万5,000円を減額、後期高齢者医療事業会計で2,143万2,000円を追加、病院事業会計では、歳入で560万9,000円を追加、歳出で381万9,000円を減額し、水道事業会計では、歳入で1,759万4,000円、歳出で1,491万3,000円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を194億155万5,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

1款市税533万1,000円の増額は、市民税において、当初の見込みより調定額の増額を、市たばこ税において、加熱式たばこへの移行者の増加に伴う減額を見込んだことなどによるものであります。

13款国庫支出金3,576万8,000円の減額は、新たに当初予算で計上しておりました税番号対応システム改修委託料に対し、社会保障・税番号制度システム整備費補助金136万円が認められたこと、今回の補正予算で計上しております、子ども・子育て支援システム改修業務委託料に対する、子ども・子育て支援推進費補助金148万5,000円の追加、事業費の確定等に伴う減額によるものであります。

14款県支出金3,602万6,000円の減額は、新たに防災倉庫整備事業費などに対して地域減災力強化推進補助金33万8,000円が認められたこと、事業費の確定等に伴う減額によるものであります。

16款寄附金9,889万6,000円の増額は、ふるさと寄附金として、4月から12月までの間に、3,219名の方から6,859万7,000円、林業振

興事業寄附金として、一般財団法人尾鷲みどりの協会から3,030万円の御寄附をいただいたものであります。

20款市債230万円の減額は、事業費の確定による減額と、過疎対策事業債ソフト分として3,440万円の追加が認められたことなどによるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。ほとんどの事業において、事業費の確定等による減額補正でありますので、主に増加したものについて御説明させていただきます。

4ページをごらんください。

総務費の財産管理費では、今回の事業費の確定等に伴う減額に基金運用収入を加えた1億8,767万5,000円を財政調整基金に、一般財団法人尾鷲みどりの協会から御寄附をいただいた3,030万円に基金運用収入を加えた3,031万7,000円を尾鷲みどりの基金に、3,219名の方から御寄附いただいた6,859万7,000円に基金運用収入と、当初予算においてふるさと応援基金を充当しておりました事業費の確定に伴う積み戻し分を加えた6,979万1,000円をふるさと応援基金に積み立てるものであります。

5ページをごらんください。

民生費の児童措置費では、子ども・子育て支援新制度に対応する保育所運営費積算のため、子ども・子育て支援システム改修業務委託料148万5,000円の追加であります。

7ページをごらんください。

土木費の砂防費では、県単事業に対する急傾斜地崩壊対策事業地元負担金700万円の増額であります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

8ページをごらんください。

2事業につきまして、いずれも年度内での事業実施が困難であるため、繰り越し事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

尾鷲市斎場指定管理料及び指定ごみ袋保管配送業務委託につきましては、入札等による事業費の確定により、限度額をそれぞれ7,521万1,000円から7,

241万1,000円に、163万6,000円から128万6,000円に変更するものであります。尾鷲市立中央公民館電気保安管理業務委託につきましては、事業費の増額により、限度額を91万5,000円から96万3,000円に変更するものであります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

9ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、1億2,085万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額を29億9,230万7,000円とするものであります。

歳入では、12月までの実績等の精査により国民健康保険税2,112万7,000円の減額、一般被保険者にかかわる療養給付費等国庫支出金の減などによる国庫支出金3,216万1,000円の減額、保険基盤共同安定化事業交付金の減などによる共同事業交付金9,755万5,000円の減額、職員給与費等繰入金の見込み減、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金5,148万8,000円の増額などによる繰入金4,544万8,000円の増額が主なものであります。

歳出では、一般療養給付費の増などによる保険給付費2,154万6,000円の増額、保険財政共同安定化事業拠出金の減などによる共同事業拠出金1億4,157万5,000円の減額が主なものであります。

次に、10ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、2,143万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億4,978万4,000円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料291万7,000円の増額、療養給付費市町負担金前年度精算金により、諸収入2,159万5,000円の増額であります。

歳出では、額の確定に伴う一般会計繰出金の増に伴う諸支出金2,159万5,000円の増額であります。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

11ページをごらんください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、業務の予定量である入院患者数が年間延べ988人の減少、外来患者数が年間延べ1,229人の減少に伴い、入院収益は1人当たりの単価の増加により、5,388万円の増額、外来収益は5,491万5,000円の減額、その他医業収益は、予防接種等の増加に伴う604万5,000円の増額により合計501万円の増額

であります。

支出では、医業費用1,188万6,000円の減額は、人事異動等による給与費466万9,000円の減額、施設修繕費、医療機器賃借料等の実績に伴う経費721万7,000円の減額が主なものであります。医業外費用866万8,000円の増額は、修学資金免除分839万9,000円の追加が主なものであります。

また、資本的収入及び支出における収入では、医療機器整備事業債等の企業債120万円の減額、投資返還金179万9,000円の増額により合計59万9,000円の増額であります。

支出では、医療器械購入費の入札差金に伴う資産購入費60万1,000円の減額であります。

続きまして、12ページをごらんください。

水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益は給水収益を910万1,000円の減額、及び無収給水に対する他会計負担金を13万7,000円減額することにより合計923万8,000円の減額、営業外収益は受け取り利息の減額などにより9万8,000円の減額であります。

支出では、営業費用は額の確定による委託料の減額などにより451万6,000円の減額、営業外費用は企業債の支払利息の減額、消費税納付額の増額により40万3,000円の増額であります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金等の減額、建設改良費の減額に伴う企業債の減額により825万8,000円の減額であります。

支出では、上水道及び簡易水道にかかわる工事請負費などの建設改良費の減額により1,080万円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、36ページをごらんください。

議案第25号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」につきましては、本市の高齢者の方が、健康で生き生きと安心して地域で生活できるよう、高齢者福祉サービスの質を維持、向上させながら、新たな課題やニーズに対応できる体制づくりに向けた計画であり、尾鷲市議会基本条例第9条第4号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、37ページの議案第26号「尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について」につきましては、本市の障害者、障害児に対する福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定めた計画であり、尾鷲市議会基本条



例第9条第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、38ページの議案第27号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、公の施設の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第2号「尾鷲市情報公開条例の一部改正について」から議案第27号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」までの計26議案について御説明させていただきました。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第30、議案第28号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案第28号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきまして御説明いたします。

議案書の39ページをごらんください。

公平委員会委員3名のうち、田中繁勝氏の任期が本年3月31日に満了となることから、田中氏の後任に南進氏を選任しようとするものであります。同氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有していることから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次ページに経歴等を掲載しておりますので御参照願います。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第30、議案第28号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第31、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(南靖久議員) ただいま議題となりました諮問につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長（加藤千速君） それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして御説明いたします。

議案書の41ページをごらんください。

人権擁護委員7名のうち、川上輝佐子氏の任期が本年3月31日に満了となることから、川上氏の後任に川上愛雄氏を推薦するものであります。同氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、人権擁護委員の委嘱については、平成28年度より1月1日、7月1日の年2回の運用となったことから、川上愛雄氏が委嘱される7月1日までは川上輝佐子氏が、同法第9条の規定により引き続き委員を務めることとなります。

次ページに経歴等を掲載しておりますので御参照願います。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第31、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」原案のとおり

同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、あす2月28日から3月4日までを休会とし、5日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前11時48分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 村 田 幸 隆

署 名 議 員 仲 明